

大面小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ問題についての基本的な考え方

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨とする。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。

加えて、いじめ防止等の対策はいじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校は国、地方公共団体、地域住民、家庭その他の関係者との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ防止のための手立て

(1) いじめ防止学習プログラムに基づく年間予定

月	活 動 予 定
4 月	なかよしタイム① 1年生を迎える会
5 月	学校生活アンケート① 運動会
6 月	なかよしタイム② WEBQU① ホットもってタイム（子どもとの面談）① いじめ見逃しゼロスクール集会①
9 月	学校生活アンケート②
10 月	なかよしタイム③ 大面っ子タイム
11 月	学習発表会 いじめ見逃しゼロスクール集会② WEBQU② ホットもってタイム（子どもとの面談）② ますがたフェスティバル（児童会）
12 月	なかよしタイム④
2 月	学校生活アンケート③ なかよしタイム⑤ 6年生を送る会

(2) 小中一貫教育に基づく社会性育成のための取組

いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせない、未然防止のための教育活動に取り組む。

未然防止の基本は、全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。まず、わかる授業づくりを進める、全ての児童が参加・活躍できる授業の工夫を行う。

また、授業以外では、友人関係のストレスは勉強に関するストレスと共に大きな要因となることから、友人関係、集団づくり、社会性の育成に努める。「居場所づくり」・「絆づくり」と「自己有用感」を合い言葉に組織的・計画的な働きかけを行う。

さらに、教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

＜取組の例＞ ※この部分は個々の学校の取組により内容を具体的に記述する。

- ・社会性の育成…小中一貫教育に基づく小中交流活動、異学年交流活動、地域連携活動
(いじめ見逃しゼロスクール集会) (SSTの実施)
- ・自治能力の育成…生徒会活動、児童会活動、町内活動での自主的計画運営活動
- ・学級づくり…GEを取り入れた特別活動、行事を通してのグループ活動の充実
QUにかかる取組(河村茂雄著書参考)による計画的実践
- ・授業づくり…関わり合いのある授業、授業のユニバーサルデザイン化、授業規律の明確化
- ・道徳教育…体験的活動による豊かな感性の醸成、自己有用感と命を大切にする心の育成

3 いじめ防止の早期発見のための手立て

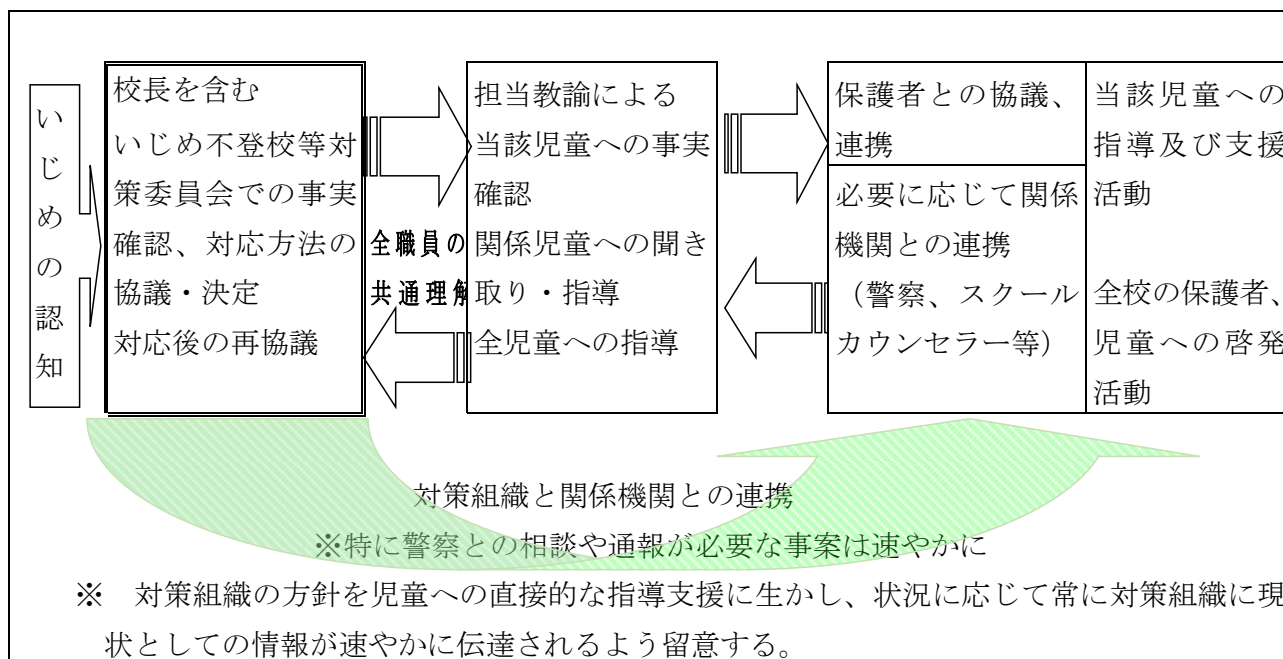
いじめは大人の目の届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。そのことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。

- ・いじめ実態調査…学校生活アンケート
- ・教育相談 …児童全員との教育相談の実施、声かけ運動の実施
- ・WEBQU …満足度、学校生活意欲度、進路意識度、ソーシャルスキル等の診断
- ・カウンセリング…スクールカウンセラー派遣事業、及びSSW等の活用

4 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童のケアを最優先に、当該児童を守り通すとともに、加害児童に対しては当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の理解と連携、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

なお、緊急事態と判断した場合は、速やかに関係機関への通報を行う。



5 いじめ防止等のための組織について

(1) 名 称

この組織を「大面小学校いじめ防止推進会議」とする。

(2) 構成員

校長・教頭・学年部主任・生活指導主任・養護教諭・警察のスクールサポーター・スクールカウンセラーを構成員とする。

※ 事案によっては学識経験者やPTA役員、自治会役員等を特別構成員とする。

※ スクールサポーターとスクールカウンセラーは市教委が直接依頼する。

(3) 組織の具体的な役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

6 重大事態にかかる対応について

(1) 重大事態の定義

法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校に欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項2号）とされてる。改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。

(2) 重大事態の範囲

- ① 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により迅速に調査に着手する。
- ② 「いじめにより」とは、前述に掲げた児童の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。また、「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。

＜ 状況の例 ＞

- | | |
|------------------|-----------------|
| ・児童が自殺を企図した場合 | ・身体に重大な傷害を負った場合 |
| ・金品等に重大な被害を被った場合 | ・精神性の疾患を発症した場合 |

- ③ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告等に当たる。

(2) 重大事態としての認知と調査

① 重大事態の認知

学校はいじめの認知があった場合にはそのすべてを教育委員会に報告する。その際、重大事態であるか否かの判断を教育委員会に仰ぐ。

② 重大事態の調査及び対応

重大事態については教育委員会がその事態に対処するとともに、当該重大事態と同種の発生の防止に資するため、速やかに、調査組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。その場合の調査の実務は学校が担当する。

教育委員会はその調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を学校とともに適切に提供するものとする。

7 その他の学校の取組

- (1) いじめの防止等に関わる職員研修を定期的に行う。
- (2) いじめ防止等のため、PTA、同窓会、学校運営協議会委員、自治会と連携していじめ防止等のための取組を強化する。
- (3) 常に警察等の関係機関と連携し、いじめ防止等に係る取組を強化する。
- (4) いじめ防止等にかかる上記の取組について「いじめ防止推進会議」において、PDCA サイクルにより取組の評価と改善を毎年行う。